

<注記>

(1) 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用して、財務諸表等を作成しております。ただし、改訂後の独立行政法人会計基準における経過措置に基づき、基準第80については、改訂前の独立行政法人会計基準を適用しております。

① 運営費交付金収益の計上基準

業務のための支出額を限度として収益化する方法（費用進行基準）を採用しております。

② 減価償却の会計処理方法

I 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	2～42年
機械及び装置	3～15年
車両運搬具	5年
工具器具備品	2～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

II 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

③ 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除して計上しております。

④ 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第 38 に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

⑤ たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

先入先出法による原価法

未成受託研究支出金

個別法による原価法

⑥ 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計算方法

政府出資の機会費用の計算に使用した利率

平成 20 年 3 月末の 10 年もの国債の利率を参考に 1.275% で計算しております。

⑦ リース取引の処理

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑧ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

⑨ 重要な会計方針の変更

I 引当外賞与見積額

前事業年度まで行政サービス実施コスト計算書の記載対象となっていなかった引当外賞与見積額については、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より行政サービス実施コスト計算書に計上しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、行政サービス実施コストが 4,141,981 円減少しております。

II 引当外退職給付見積額

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額については、前事業年度まで、事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給付の額を控除して計算しておりましたが、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、事業年度末に在職する役職員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額を控除した額から、退職者に係る前期末退職給付見積額を控除して計算する方法に変更しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、行政サービス実施コストが 37,234,828 円増加しております。

III 純資産の部

貸借対照表については、前事業年度まで資産の部、負債の部及び資本の部に区分して表示しておりましたが、独立行政法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分して表示しております。

なお、これまでの資本の部の合計に相当する金額は、11,086,877,007 円であります。

(2) 貸借対照表関係

① 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

88,406,151 円

② 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額

953,094,250 円

(3) 損益計算書関係

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は△245,649 円であり、当該影響額を除いた当期総利益は 7,603,586 円であります。

(4) キャッシュ・フロー計算書関係

① 資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金勘定

741,550,395 円

(5) 区分経理

独立行政法人労働安全衛生総合研究所法第 11 条に基づき社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理（社会復帰促進等事業勘定）とその他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分しております。

(6) 追加情報

- ① 財務諸表については、前事業年度まで一般勘定と労働福祉事業勘定に区分して整理しておりましたが、独立行政法人労働安全衛生総合研究所法の改訂に伴い労働福祉事業勘定が社会復帰促進等事業勘定に名称が変更されたため、当事業年度より一般勘定と社会復帰促進等事業勘定に区分して整理しております。
- ② 「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）の「各独立行政法人について講ずべき措置」において、「労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する。」とされております。